

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成31年1月15日

京都市長 門川大作

京都市規則第54号

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第12条生活福祉部の款保険年金課の項中第16号を第17号とし、第4号から第15号までを1号ずつ繰り下げ、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料に係る徴収金の過誤納金の還付に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(行財政局人事部人事課)